

えがお 愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この会は、愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体伊予市実行委員会会則（平成25年10月7日議決。以下「会則」という。）第15条第3項の規定に基づき、愛顔^{えがお}つなぐえひめ国体伊予市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、伊予市総務部国体推進課に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる事務局職員（以下「職員」という。）を置き、同表右欄に掲げる伊予市職員等をもって充てる。

(職務)

第5条 事務局長は、実行委員会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、伊予市職員服務規程（平成17年4月1日訓令第8号）の例による。

第2章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要又は異例であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

2 専決権者が不在のときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「国実(伊)」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りではない。

2 決裁文書には、次に掲げる決裁文書の種類に応じ、当該各号に定める決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の専決を受けるもの 事務局長
- (3) 事務局次長の専決を受けるもの 事務局次長

(文書の引継ぎ)

第11条 会則第20条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を伊予市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、伊予市文書取扱規程(平成17年4月1日訓令第4号)の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体及び用途は、別表第5のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、伊予市公印規則(平成17年4月1日規則第11号)の例による。

第5章 財務

(旅費及び費用弁償)

第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、伊予市職員等の旅費に関する条例(平成17年4月1日条例第49号)の例による。

2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。

3 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、伊予市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年4月1日条例第42号)の例による。

4 前3項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他財務に関する事項については、伊予市財務会計規則（平成17年4月1日規則第48号）の例による。

第6章 補則

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月7日から施行する。

附 則（平成26年2月27日公布）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月13日公布）

この規程は、平成26年8月13日から施行する。

附 則（平成27年2月27日公布）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所 掌 事 務
(1) 実行委員会の組織、人事、服務に関すること。
(2) 総会、常任委員会及び専門委員会の開催運営に関すること。
(3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
(4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。
(5) その他実行委員会の運営に関し、必要な事項に関すること。

別表第2（第4条関係）

事務局職員	伊予市職員等
事務局長	総務部長
事務局次長	総務部国体推進課長
事務局職員	総務部国体推進課職員

別表第3（第8条関係）

事 項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答及び報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 非常勤職員、臨時職員等の服務に関すること。		○
(3) 事務の分担に関すること。		○
(4) 出張命令に関すること。	実行委員会委員等、事務局長、事務局次長	事務局職員等
(5) 工事又は製造の請負に関すること。	1件の予定価格が130万円以上のもの	1件の予定価格が130万円未満のもの
(6) 物品の購入に関すること。	1件の予定価格が10万円以上のもの	1件の予定価格が10万円未満のもの
(7) 賃貸借、修理及び業務委託に関すること。	1件の予定価格が50万円以上のもの	1件の予定価格が50万円未満のもの
(8) 前2号以外の契約等に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(9) 予算の流用及び配当替えに関すること。		○

別表第4（第9条関係）

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局職員のうち事務局長があらかじめ指名するもの

別表第5（第13条関係）

名 称	形 状	大 き さ	書 体	用 途
愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会会長之印	正方形	1 辺 2 1 ミリメー トル	隸書体	会長名をもって する文書
愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会事務局長之印	正方形	1 辺 2 1 ミリメー トル	隸書体	事務局長名をも ってする文書